

地域内フィーダー系統補助 (小金塚地域循環バス)

令和 6 年 6 月 日

(名称) 京都市地域公共交通計画協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

小金塚地域は昭和40年代に山を切り崩して開発造成された地域であり、急坂が多く、また、近年は急速に高齢化が進み、バスなしでは生活を維持することが困難な住民が多数存在する。

そのため、バス停「藤尾・小金塚」を発着地とし、小金塚地域内を循環する「小金塚地域循環バス」は、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な不可欠な交通手段として機能している。

当該バスは、平成31年度から令和3年度まで京阪バスによる実証運行が行われていたが、令和4年度からは住民ボランティアによる運行（無償運送）、さらには、令和6年度からは運転士及び財源を安定的に確保し持続可能な運行とするため、「自家用有償旅客運送」へ移行し、10月には本格運行を開始する予定である。

当該バスの継続が困難となると、高齢者の外出機会の減少が懸念されるところであり、地域公共交通確保維持事業においては、「地域に必要な交通は地域で守る」との考えの下、地域住民が主体となり必要な公共交通を維持していくため、住民の生活交通手段の存続を図ろうとするものである。

なお、市営地下鉄山科駅とバス停「藤尾・小金塚」をつなぐ京阪バス48系統が「小金塚地域循環バス」と接続し、市民の日常生活機能を担う主要な交通手段となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

1 便当たりの目標人数 6 人

【詳細状況】

住民ボランティアによる運行が開始した直近2年度の1日当たりの平均乗車数の推移は、以下のとおりである。

- ・ 令和5年度 1日当たり 73.6 人、1 便当たり 4.4 人
- ・ 令和4年度 1日当たり 72.5 人、1 便当たり 3.9 人

(2) 事業の効果

- ① 高齢者等地域住民の通院、買物などの移動手段の確保
- ② 高齢者の外出機会の増加

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(小金塚自治連合会)

- ・ 利用案内や路線図、運行時刻表等を記載したチラシを作成し、配布を行う。
- ・ 地域のイベントにおいて、小金塚地域循環バスの利用を呼び掛け、利用促進を図る。

(京都市)

- ・ 小金塚地域循環バスに接続する京阪バスとの連携を図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	
運行区間	京都市山科区小金塚地域
バス停数	9箇所（発着地の「藤尾・小金塚」を含む）
運行回数	平日：1日15便
運行車両	10人乗りワゴン車（乗客定員8名）
運賃	会費制：年間2,400円（地域への来訪者は無料）
運行予定者名	小金塚自治連合会（令和6年6月17日から、月・火曜日において、派遣運転士による運行を開始）
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
地域公共交通確保維持事業によって住民の生活交通手段の存続を図る小金塚地域循環バスについて、その運行に係る費用総額のうち、京都市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
運行に従事する者が乗車数を記録する。	
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
該当なし	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>	
表5のとおり	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和６年６月２４日 令和６年度京都市地域公共交通計画協議会を開催 → 京都市地域公共交通計画（別紙）を承認
19. 利用者等の意見の反映状況
運行主体であり、運行地域内の自治組織である小金塚自治連合会にて、住民の意見を聴取し、需要が見込まれる時間帯に合わせた運行を行うなど、地域の声に寄り添った柔軟な運行を行っている。

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２・３については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

R8年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系 統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
京都市	小金塚自治連合会	(1) 小金塚地域循環バス		京都市山 科区小金 塚地域内		往 km 復 km	242日	3,630回			区域運行	②(2)	「藤尾・小金塚」バス停で地域 間交通ネットワークである京阪 バス48系統と接続	①
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	京都市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	2149

※令和6年4月1日現在

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
2149	小金塚地域	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月	特例適用開始年度
京都市地域公共交通計画	令和5年12月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

補助対象予定のフィーダー系統図

中央17号

中央13号

東12号

中央10号

中央7号

東7号

中央3号

東3号

琵琶湖疏水

藤尾・小金塚

161

稲葉台

茶戸

線

凡 例

フィーダー系統図

地域間幹線バス系統



停留所



京阪バス「藤尾・小金塚」

0 300m